

狂犬病予防法関係事務処理要綱

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。)及び千葉市狂犬病予防法施行細則(昭和63年千葉市規則第30号。以下「細則」という。)に基づく事務の処理について、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

(犬の登録等の事務)

第2条 生活衛生課及び区役所地域振興課における犬の登録等に係る事務は、次により行うものとする。

(1) 犬の登録申請に係る事務

登録を済ませていない生後90日を経過した犬の所有者から、登録の申請があったときは、犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請書(細則様式第1号)をもって受理し、千葉市衛生関係手数料条例(平成12年千葉市条例第11号。以下「条例」という。)に定める手数料の額を徴収の上、鑑札・注射済票交付整理簿(様式第1号)に所定の事項を記入し、鑑札及び門標を交付すること。

(2) 狂犬病予防注射済票交付申請に係る事務

犬の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から、狂犬病予防注射済票(以下「注射済票」という。)交付のため獣医師の発行する狂犬病予防注射済証の提示があったときは、記載された予防注射実施日を確認の上、犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請書(細則様式第1号)をもって受理し、必要に応じて動物保護指導センターへ原簿との照合を依頼して登録の有無を確認した後、条例に定める手数料の額を徴収の上、鑑札・注射済票交付整理簿に所定の事項を記入し、注射済票を交付すること。

また、輸入された犬の所有者等から、注射済票交付のため犬の輸入検疫証明書の提示があったときは、同証明書に記載された狂犬病予防注射が当該年度末まで有効かどうかを確認の上、所定の事務を行うこと。

(3) 鑑札・狂犬病予防注射済票の再交付申請に係る事務

犬の所有者から、鑑札及び狂犬病注射済票を亡失し、又は損傷した旨申請があったときは、損傷の場合にあってはその鑑札及び注射済票を添付した犬の鑑札・狂犬病予防注射済票再交付申請書(細則様式第3号)をもって受理し、損傷した鑑札及び注射済票が判読できない場合や亡失した場合は、動物保護指導センターへ原簿との照合を依頼した後、条例に定める手数料の額を徴収の上、鑑札・注射済票交付整理簿に所定事項のほか、備考欄に亡失・損傷した鑑札番号及び注射済票番号を記載し、新たな鑑札及び注射済票を再交付すること。

(4) 登録事項変更届に係る事務

犬の所有者から、次に掲げる変更の届出があったときは、犬の登録事項変更届出書(細則様式第5号)をもって受理すること。

ア 犬の所在地の変更

犬の所在地が市外から市内へ変更した場合は、旧所在地の市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)が交付した鑑札を添付した届出書を受理した後、鑑札・注射済票交付整理簿に所定の事項のほか、備考欄にその旨並びに旧所在地及び旧登録番号を記入し、旧鑑札と引換えに鑑札及び門標を交付すること。

イ 犬の所有者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の変更

ウ 所有者氏名（法人にあつては、名称）の変更

エ 所有者の変更

（ア）住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

（イ）氏名（法人にあつては、名称の変更）

（5）犬の死亡届に係る事務

犬の所有者から、飼い犬が死亡した旨届出があつたときは、犬の死亡届出書（細則様式第4号）をもって受理すること。

（6）送付に関する事務

生活衛生課長及び区役所地域振興課くらし安心室長は、前各号について、各申請書等の写しを添付し、狂犬病予防関係申請書送付書（様式第2号）により翌月5日までに動物保護指導センター所長へ送付すること。

ア 前（1）、（2）及び（4）

備考欄に内訳の件数を記入すること。

（7）鑑札・狂犬病予防注射済票の管理に関する事務

ア 生活衛生課長及び区役所地域振興課長は、動物保護指導センターから鑑札ならびに狂犬病予防注射済票が配付された場合は、犬の鑑札等受領書（様式第3号）を提出すること。

イ 配付された鑑札ならびに狂犬病予防注射済票は、安全かつ確実に管理を行うこと。

ウ 当該年度が終了後、未使用の鑑札ならびに狂犬病予防注射済票がある場合は、犬の鑑札等返納書（様式第4号）を記入し、3月分の狂犬病予防関係申請書送付書と併せて動物保護指導センター所長に返納すること。

2 動物保護指導センターにおける事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）登録申請に係る事務

前項（1）に準じた事務を行うとともに、原簿を電子計算機処理及び管理すること。（生活衛生課及び区役所地域振興課から送付された申請書を含む。）

（2）注射済票交付申請に係る事務

前項（2）に準じた事務を行うとともに、申請に係る内容を電子計算機処理すること。

また、更新の場合は、更新前の内容を履歴として電子計算機処理すること。

（生活衛生課及び区役所地域振興課から送付された申請書を含む。）

（3）鑑札又は注射済票再交付申請に係る事務

前項（3）に準じた事務を行うとともに、申請に係る原簿の変更及び変更前の内容を履歴として電子計算機処理すること。

（生活衛生課及び区役所地域振興課から送付された申請書を含む。）

（4）登録事項変更届に係る事務

前項（4）に準じた事務を行うとともに、届出に係る原簿の変更及び変更前の内容を履歴として電子計算機処理すること。

なお、変更の内容が、他の市町村長に通知する必要がある場合にはこれを行い、送付された原簿に基づき、原簿を電子計算機処理及び管理すること。

（生活衛生課及び区役所地域振興課から送付された届出書を含む。）

（5）台帳の消除に関する事務

ア 次の場合、その犬の台帳を消除するとともに、旧原簿を電子計算機処理及び管理すること。（生活衛生課及び区役所地域振興課から送付された届出書を含む。）

- (ア) 犬の死亡届に係る前号（５）に準じた事務を行った場合
- (イ) その犬が日本国外に所在することが明らかな場合
- (ウ) その犬が生後２５年以上経過し、かつ、狂犬病予防接種が１年以上実施している履歴が確認できない場合

イ 郵送等により複数回所在確認するもその犬またはその犬の所有者の所在が判明しない場合は、原簿から除外し別に管理し、５年経過したのちに、その犬の台帳を削除するとともに、旧原簿を電子計算機処理及び管理すること。

(６) 原簿の送付に関する事務

他の市町村長から犬の新所在地について通知を受けた場合には、当該通知を行った市町村長に、原簿を送付するとともに、旧原簿を電子計算機処理及び管理すること。

(狂犬病予防定期集合注射)

第３条 狂犬病予防定期集合注射は、別に定める「狂犬病予防定期集合注射実施要領」により実施するものとする。

(通知書)

第４条 動物保護指導センターは、毎年度３月末日までに狂犬病予防注射実施について、登録のある犬の所有者に対して「狂犬病予防定期集合注射のお知らせ（以下「通知書」という。）」を送付する。

なお、通知書は、各窓口において犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請書（細則様式第１号）として扱うものとする。

(その他)

第５条 細則様式に「千葉市区役所帳票レイアウトガイドライン」に沿った説明書き等を追記するなど市民の利便性を向上させた帳票を使用すること。

附 則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。